

日本企業による環境デュー・ディリジェンス対応促進に向けた懇談会 議論のまとめ（案）

目次

I. はじめに	2
II. 環境 DD の実施が求められる背景	3
1. 深刻な環境危機	3
2. 企業の責任と貢献	4
3. 欧州で進む法規制化	4
III. 日本企業の環境 DD に関する取組の現状と課題	6
1. 環境 DD 全般に関する認識や取組の状況	6
2. 環境 DD のプロセス別の取組状況	6
IV. 環境 DD 対応の促進に向けた今後の方向性	8
1. 特に重要な考え方	8
1.1 リスクベースのアプローチ	8
1.2 「適切な DD」の水準	8
1.3 経営層によるガバナンス	9
1.4 環境 DD と法令遵守の関係	10
2. DD の実施において特に重要なプロセス	12
2.1 負の影響の特定・評価	12
2.2 ステークホルダーとの「意味のある」対話	15
2.3 情報開示	17
2.4 苦情処理の仕組みと是正・救済措置	18
3. 政府当局による対応について	20

I. はじめに

2011 年の国連「ビジネスと人権に関する指導原則」にて人権侵害リスクを特定・防止する手段としてデュー・ディリジェンス（以下「DD」という。）プロセスの実施を求めるようになって以降、欧州を中心に DD の法規制化の動きが進んでおり、EU による企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令（以下「CSDDD」という。）のように、DD の義務化の域外適用の動きも見られるなど、DD は日本企業にとっても対応が迫られる課題となっている。また、DD の対象は人権のみならず環境課題にも広がっており、両者の横断的な対応を求める声も聞かれるところである。また、国内外でサステナビリティ開示を要求する流れが強まっており、企業は行為規制・開示規制の両面で、人権・環境リスクに向き合う必要性が増している。

従来から、環境省では環境 DD に係る入門書や事例集等を通じ、環境 DD に係る普及啓発に努めてきたところではあるが、今後は、海外規制の導入に対する日本企業の効率的・効果的な取り組みを後押しするのみならず、人権との横断的対応も視野に入れつつ、企業の環境課題に対する統合的な対応を一層進められるよう、企業による環境 DD の実装を一層強力に推進していく必要がある。

このような状況を背景として、日本企業による環境 DD 対応促進に向けて、関係者が議論する場を設けるため、2024 年 11 月、「日本企業による環境デュー・ディリジェンス対応促進に向けた懇談会」を開催した。本懇談会では、環境 DD の法制化で先行するフランスやドイツ、EU における法令や規範、実務的なプラクティスや、足元の日本企業の取組状況の調査を踏まえて、日本企業が複数の環境課題に統合的に対応する実務のあり方についての議論が行われた。

本まとめは、計 3 回の懇談会において示された日本企業による環境 DD 対応促進に向けた課題と今後の方向性について、意見をまとめたものである。本まとめが想定している主なターゲットは、CSDDD が域外適用される日本企業や、取引先を通じて間接的に CSDDD の影響を受ける日本企業である。ただし、これらの日本企業による環境 DD 対応を促進する上では、CSDDD が規定する要件のみならず、CSDDD も依拠している国連「ビジネスと人権に関する指導原則」や OECD「責任ある企業行動に関する多国籍企業行動指針」（以下「OECD 多国籍企業行動指針」という。）、OECD「責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス」（以下「OECD ガイダンス」という。）といった国際的規範の考え方を踏まえることが重要である。そのため、本まとめでは、2024 年 7 月時点の CSDDD の要件を参照しつつ、国際規範における原理原則も念頭に作成した¹。

¹ なお、2025 年 2 月 26 日に、EU の欧州委員会よりオムニバス法案が提示され、CSDDD の要件の一部について簡素化・簡易化の方向性が示された。これに対して、懇談会では、日本企業による環境 DD 対応促進に向けて、単にオムニバス法案の要件に合わせて取組の歩みを緩めるのではなく、国際規範等の原理原則に則った取組を進めることが重要である、との意見があった。

II. 環境 DD の実施が求められる背景

1. 深刻な環境危機

人類の活動は、地球の環境収容力、プラネタリー・バウンダリーを超えつつあり、我々の存続基盤を脅かしつつある。2023 年 5 月に開催された G7 広島サミットの首脳コミュニケでは、「我々の地球は、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という 3 つの世界的危機」²に直面していることが述べられた。

気候変動の問題について、世界平均気温は上昇傾向にあり、1970 年以降、過去 2000 年間のどの 50 年間よりも気温上昇が加速している。こうした気温上昇は、温室効果ガスの排出をはじめとする人類の活動によって引き起こされている。世界気象機関（WMO）によると、2024 年の世界の年平均気温は観測史上最も高く、産業革命以前より 1.55℃高くなった³。世界各地で異常な高温、平均海面の上昇、極端な大雨や大規模な森林火災が発生しており、様々な地域、分野において気候変動の影響が既に発生している。

生物多様性の問題について、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）によると、土地と海の利用の変化や生物資源の直接採取等の人類の活動によって、自然生態系は推定可能な最も初期の状態から平均 47%減少した。また、調査されているほぼ全ての動物、植物の約 25%の種の絶滅が危惧されている。こうした状況の中で、農業の生産性に影響を与える土壌有機炭素や花粉媒介者の多様性といった自然による調節的寄与等が世界的な減少傾向にある⁴。

汚染の問題について、IPBES によると、世界の排水の 80%以上が未処理のまま環境中に排出され、工業施設から排出される年 3～4 億トンの重金属、溶媒、有害汚泥及びその他の廃棄物が世界各地の水域に投棄されている⁴。また、OECD によると、2019 年だけで 2,200 万 t のプラスチック廃棄物が環境に流出し、このうち 610 万 t は河川、湖沼、海洋に流出した。累計で、河川には 1 億 900 万 t、海洋には 3,000 万 t のプラスチック廃棄物が蓄積しており、仮に新たなプラスチック廃棄物が大幅に削減されたとしても、海洋への流出が数十年にわたって続くことが示唆される⁵。

さらに、こうした深刻な環境危機は人権に負の影響を及ぼす場合があり⁶、こうした場合に環境問題を人権問題として捉える考え方も浸透してきた。2022 年 7 月の国連総会では、「クリーンで健康かつ持続可能な環境に対する人権」に関する決議が採択されたが、同決議は、

² G7 広島首脳コミュニケ（2023 年 5 月 20 日）

³ WMO 2025 年 1 月 10 日付プレスリリース “WMO confirms 2024 as warmest year on record at about 1.55°C above pre-industrial level” (<https://wmo.int/news/media-centre/wmo-confirms-2024-warmest-year-record-about-155degc-above-pre-industrial-level>)

⁴ IPBES（2020 年）「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書（政策決定者向け要約）」

⁵ OECD（2022 年）「グローバル・プラスチック・アウトルック:2060 年までの政策シナリオ」

⁶ 国連人権高等弁務官事務所、UNEP、UNDP（2023 年）”Information Note: What is the Right to a Healthy Environment ?” によると、クリーンで健康かつ持続可能な環境は、生命、健康、食料、水及び衛生、並びに開発等に関する人権を十分に享受するために必要とされている。

気候変動の影響、天然資源の持続不可能な管理と消費、大気・土地・水の汚染、化学物質及び廃棄物の不適切な管理、これらに伴う生物多様性の喪失と生態系サービスの低下が、クリーンで健康かつ持続可能な環境の享受を妨げ、環境破壊が直接的・間接的にすべての人権に負の影響を与えている、との認識を示した上で、各国政府、国際機関、企業、その他の関連するステークホルダーに対して、全ての人のためにクリーンで健康かつ持続可能な環境を確保する努力を拡大するよう呼びかけている。

2. 企業の責任と貢献

多くの企業活動は、環境に何らかの負の影響を与えている、またはその可能性を有しており、これらに適切に対処することは、企業が果たすべき責任の一つである。

企業活動のグローバル化が進み、経済規模が拡大するにつれて、企業が環境に及ぼす影響力も増大しているが、多くの企業は、水質・大気・土壌の汚染や水の過剰な消費、温室効果ガスの排出や不適切な気候変動対策、農地開発による森林等の生態系破壊・生物多様性の喪失など、環境に負の影響を与えながら、これを解消するためのコストを負担せずに放置し、相対的に低価格で事業活動を継続させてきた。一方で、企業において、自社が直接的な原因となっている場合に限らず、取引関係を通じて環境への負の影響の発生を助長している場合や、製品・サービスと直接的に結びついている場合についても、自社の影響力が少なからず及んでいる以上は自らの責任の範囲とする考え方も浸透しつつある。環境を犠牲にして成立している事業活動の在り方を変え、バリューチェーン全体で企業としての責任を果たし、社会からの期待に応えることは、経営の基盤であり、企業の継続にとって不可欠である⁷。

企業の責任の範囲を広く捉え、環境課題の解決に取り組んでいくことは、新たなビジネスチャンスを発見し、ステークホルダーとの関係を向上させ、バリューチェーンのレジリエンス（強靱さ）を高め、企業価値の向上にも資する機会ともなり得る。また、環境への負の影響がより深刻化した場合に要する、負の影響の復元・回復や企業の信用回復のコストを回避・削減することにもつながる。このように、企業としての責任を果たし、環境への負の影響を低減しつつ、企業の成長機会を発見する上では、バリューチェーン全体にわたって、幅広いステークホルダーと協働しながら環境リスクマネジメントを実現していく環境 DD の実施が有効であると考えられる。

3. 欧州で進む法規制化

こうした状況の中で、欧州を中心に、環境 DD の実施を企業に義務付ける法制化の動きが進んでいる。例えば、フランスは、2017 年 3 月に成立した「企業注意義務法」で、フランス国内に拠点を置く一定規模以上の企業に対して、企業活動から生じる人権・環境への損害を対象とする「注意義務計画」を策定し、これを実施することを義務付けている。また、ドイ

⁷ OECD 多国籍企業行動指針においても、企業は、「環境に対する負の影響についてのリスクベースのデュー・ディリジェンスの実施」を行うべきであるとされている。

ツでは、2021 年 6 月に成立した「サプライチェーン・デュー・ディリジェンス法」で、ドイツ国内に拠点を置く一定規模以上の企業に対して、サプライチェーン上の人権・環境 DD の実施を義務付けている。

さらに、EU では、2024 年 7 月に CSDDD が発効した。これは、EU 域内外の一定規模以上の企業に対して、バリューチェーンにおける企業の上流側を中心に⁸人権・環境 DD の実施等を義務付けるもので、最も早い企業群では 2027 年 7 月より適用が開始される⁹。本指令は、日本を含む EU 域外の一部企業にも直接適用されることに加え、直接適用されない場合でも、適用対象企業の直接的・間接的な取引関係を通じて環境 DD に関する取組を要請される可能性がある。CSDDD は、その序文の (31) でも言及があるとおり、グローバルなバリューチェーンにおける責任ある企業行動を確立する上で、公平な競争環境（level playing field）を確保する狙いもある。したがって環境 DD を実施することは、競争力の維持・確保の観点でも重要性が増していると言える。

また、CSDDD では、指令上の義務に違反した結果として、個人又は法人の各国法により保護された法的利益に対する損害が発生した場合に、当該損害を賠償する民事責任を負うことが規定されている（第 29 条）。本規定は、第三国の法律に優先することとなっており、第三国の法律では民事責任を問われない状況であっても、CSDDD に基づいて民事責任を問われる可能性がある。さらに、CSDDD の施行は、EU 加盟各国における国内法の下で行われる結果、CSDDD に関する民事責任が生じた場合、関連する複数の訴訟を結びつけるシステムが用意されていないため、EU 域内の複数国で訴訟を抱えるリスクが存在する。¹⁰

⁸ 正確には、「活動の連鎖（chain of activities）」が DD の対象として規定されている。これには、「原料、製品又は製品の部品の設計、抽出、調達、製造、輸送、保管及び供給、ならびに製品・サービスの開発を含む、企業の上流側の活動」と「製品の流通、輸送、保管に関連する企業の下流側の活動」が含まれる。製品・サービスの使用や廃棄に関連する企業の下流側の活動は含まれていない。

⁹ なお、2025 年 2 月 26 に公表された欧州委員会のオムニバス法案では、適用開始時期を 1 年延期することが提案されている。

¹⁰ なお、2025 年 2 月 26 日に公表された欧州委員会のオムニバス法案では、民事責任に関する条項を見直すことが提案されている。

III. 日本企業の環境 DD に関する取組の現状と課題

環境省が 2024 年に東京証券取引所プライム市場の上場企業を対象に実施したアンケート調査結果¹¹によると、日本企業の環境 DD に関する取組の現状と課題の要点は以下のとおりである。

1. 環境 DD 全般に関する認識や取組の状況

OECD 多国籍企業行動指針、OECD ガイダンス、OECD ガイダンスにおける環境 DD の内容についての認知度は、令和 4 年度時点よりいずれも増加した。また、環境 DD を「実施している」と回答した企業の割合も増加した。一方で、多くの場合、環境 DD の実施範囲が「自社」や国内グループ会社」に留まっており、海外を含むバリューチェーン全体での対応には至っていない様子が見受けられた。

EU の CSDDD について、認知度は一定程度あるものの、直接適用対象に該当する企業においても対応を開始している企業は少ない。

2. 環境 DD のプロセス別の取組状況

環境への負の影響を特定する際の情報源について、多くの企業が環境関連の法令を最重視している。一方で、有識者や NGO 等の対話を通じて情報を収集している企業は相対的に少ない。また、特定した負の影響の評価においては、負の影響の深刻度と発生可能性を考慮していない企業が見受けられた。

環境 DD の経営への組み込みについて、環境関連の全般的な方針を定めている企業は多いものの、環境 DD に対するアプローチや実行プロセスを規定する方針を定めている企業は少ない。一方で、環境 DD に関する担当組織を設置している企業は、令和 4 年度時点より増加した。

環境への負の影響の防止、停止、軽減策について、非金融セクターの企業では廃棄物管理が最も一般的な取組である。一方で、事業プロセスや事業ポートフォリオの見直し等を行っている企業は少ない。また、調達先に対する取組では、直接調達先によるアンケート調査や、調達先に対する行動規範等の提示が最も一般的である。一方で、間接調達先に対する調査や、調達先の直接的な支援等を行っている企業は非常に少ない。

被害者救済・問題是正の手続きについて、「定めている」と回答した企業は半数に満たないが、令和 4 年度時点より増加した。また、環境への負の影響に関する通報窓口について、「設置している」と回答した企業も令和 4 年度時点より増加した。ただし、社外関係者も通報可能な窓口を設置している企業は、回答企業全体の半数だった。

環境 DD に関する情報開示について、何らかの情報を開示している企業が令和 4 年度時点より増加した。開示している内容は「特定した環境への負の影響」が一般的であるが、これ

¹¹ なお、アンケート調査結果のより詳細な情報については、環境省ウェブサイト（XXX）に掲載している。

以外の環境 DD に関するプロセスやその結果については、開示している企業が半数に満たない。

ステークホルダーとの対話について、環境 DD のプロセスのいずれかの場面で「実施している」と回答した企業は一定程度いるものの、限定的である様子が見受けられた。

環境と人権を一体的に捉えた取組について、環境への負の影響を特定する際に人権への負の影響との関係性を「特定している」と回答した企業や、環境への負の影響の防止、停止、軽減策を実施する際に人権への負の影響を「考慮している」と回答した企業は、いずれも半数に満たなかった。

IV. 環境 DD 対応の促進に向けた今後の方向性

1. 特に重要な考え方

懇談会での議論を踏まえ、日本企業による環境 DD の実施においては、特に以下に示す考え方を理解した上で取組を進めることが重要だと考えられる。

1.1 リスクベースのアプローチ

環境 DD を実施する上で特に重要な考え方の一つは、「リスクベース」(risk-based) のアプローチである。OECD 多国籍企業行動指針や EU の CSDDD においても、DD をリスクベースで実施することが求められている。

リスクベースのアプローチの考え方について、OECD ガイダンスは、「デュー・ディリジェンスは負の影響の『深刻性』(severity) と『発生可能性』(likelihood) に相応 (commensurate) すべきで、特定された全ての影響に同時に対処することが不可能な場合、負の影響の『深刻性』や『発生可能性』に基づいて、措置を講じる優先順位を決定すべき^{12 13}である」と説明している。¹⁴

したがって、例えば、バリューチェーン上流における環境への負の影響に対応する上では、サプライヤーに調査票を送付し、その回答内容を確認する等によって、サプライヤーの環境マネジメント活動を確認することが考えられるが、直接サプライヤーのみを対象とし、間接サプライヤーが対象外となっている場合は、より重大な負の影響を見落としている可能性がある。一部の企業では、直接サプライヤーの全社について環境マネジメント活動を確認することに注力しているケースが見られるが、これは必ずしもリスクベースの考え方には合致せず、費用対効果の面でも、適切ではない可能性がある。

DD においては、リスクベースのアプローチに依拠し、バリューチェーンにおけるリスクマネジメント能力を如何に高めていくかが重要となる。

1.2 「適切な DD」の水準

企業として「どこまで」対応すれば十分か、という点について、EU の CSDDD では、リスクに相応した「適切な措置」(appropriate measures) という考え方が原則となる。リスクベースの考え方を前提としつつ、具体的な事案の状況を考慮し、かつ、当該企業において合理的

¹² CSDDD においても、27 条において罰則を科するかどうかを決定する際、そして、罰則を科する場合においてかかる罰則の性質及び適切な水準を決定する際には、「関連する場合、優先付けの決定がなされた範囲」も考慮されるとしている。

¹³ この優先順位付けとは、対策を講じる順序に関するものであり、深刻性や発生可能性が低い負の影響への対応を免除するものではない点に注意が必要である。

¹⁴ OECD (2018 年) 「責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス」 p17

にとることができる態様¹⁵で負の影響に対処することで、DD の目的に到達できる措置とされている¹⁶。これは、各企業が個別具体的な状況に応じて判断することが必要であるが、自社にとって単に都合のよい不十分な水準となっていないかどうか、ステークホルダーとの対話を通じて確認することも重要である。

1.3 経営層によるガバナンス

環境 DD の実施は、企業活動の継続に不可欠な経営基盤を確保することであり、重要な経営課題の一つである。したがって、経営層が、バリューチェーン上の重大な負の影響を認識し、企業方針を検討・策定した上で、その実施状況を監督する必要がある。

ガバナンスの観点で基礎となる取組の一つは、環境 DD に関する企業方針の策定である。EU の CSDDD では、第 7 条において、「DD に対する、長期的なものを含む会社のアプローチの説明」「自社及び子会社、並びに直接的又は間接的な取引先が遵守すべきルールや原則を記載した行動指針」「DD を企業の関連する方針に統合し、実施するために施行される手続に関する記載（行動指針を遵守していることを確認し、その適用を取引先に対して及ぼすためにとるべき方策を含む）」を記載した方針を策定することを義務付けている。企業としての「環境方針」を策定している日本企業は少なくないと思われるが、当該方針の適用範囲が自社のみに留まっている場合や、当該方針の内容が環境への負の影響を軽減することの一般的な宣言に留まっている場合は、環境 DD に関する企業方針としては不十分な可能性がある。加えて、CSDDD では、DD に関する方針に従業員及びその代表者と事前に協議した上で策定することを求めている点にも注意が必要である。

また、経営層による意思決定は、環境 DD に関する方針と整合している必要がある。DD の本質は、方針策定等の文書化や企業内部のプロセスの構築ではなく、環境への負の影響を予防、停止、軽減するために、企業の慣行や活動を変更することである。例えば、EU の CSDDD においては、負の影響の防止・軽減・停止策を講じるにあたり、関連する場合は、調達・設計・流通の慣行など、自社の事業計画、戦略及び業務全体について、必要な修正や改善を行うことが求められている。このことから、DD は特定の部署のみに留まる取組ではなく、全社的な取組として、経営層のイニシアチブの下に行われることが必要な事項であると言える。

さらに、IV 章 2.1 (3) で後述のとおり、相互に関連する環境に対する負の影響と人権に対

¹⁵ OECD ガイダンスでは、「デュー・ディリジェンスを企業の状況に適合させる」と説明している。DD の性質及び範囲は、企業の規模、事業の状況、ビジネスモデル、サプライチェーンにおける位置及び企業の製品またはサービスの性質等の要素に影響される。例えば、広範囲の事業を行い、多数の製品・サービスを扱う大規模な企業は、製品・サービスの範囲が限られるより小規模な企業に比べて、より形式を整えた大規模なシステムが必要とする場合がある。

¹⁶ なお、フランスの企業注意義務法においては、ドイツのサプライチェーン・デュー・ディリジェンス法や EU の CSDDD と異なり、企業の「適切な措置」について定義が示されていない。一方で、La Poste 社の企業注意義務法違反が争われた訴訟では、パリ司法裁判所が 2023 年 12 月に下した判決において、同社によるリスクの特定・分析・優先順位付けが非常に一般的なレベルに留まっており、優先事項として実行・強化すべき行動が特定できないこと、リスクの防止・軽減措置は一般的な意思表明や方針・コミットメントの想起では不十分であり、特定したリスクに対して効果的かつ十分に具体的で、測定可能な効果をもたらす可能性が高いものでなければならないこと等が指摘された。

する負の影響について、統合的に扱うことの重要性が増している。環境 DD と人権 DD をまったく独立した形で実施することは、企業自身においても、サプライヤー等の社外のステークホルダーにおいても、負担の増大につながる可能性があるだけでなく、両者の相関を無視した内容ともなりかねない。環境と人権では企業内で担当部署が異なる可能性もあるが、そうした状況にあっても部署横断的な取組を推進する上で、経営層の役割は重要である。加えて、経営層から担当部署レベルまで、ステークホルダーとの協力関係を複層的に構築することは、バリューチェーン全体で効率よく対応していく観点からも重要である。

1.4 環境 DD と法令遵守の関係

企業としての第一の義務は、企業が事業を行う地域及び所在地の国内法を遵守することである。一方で、これまでに様々な国際環境法が制定され、企業に期待される取組の基準が醸成されてきた。企業が事業を行う地域及び所在地の国内法がこれらの国際基準と抵触している場合や、完全には準拠していない場合、遵守すべき国内法が存在しない場合は、当該国内法の違反とならない最大限の範囲で、国際基準を尊重する方策を追求することが重要である。

また、CSDDD では、企業に対して国際環境法及びこれに関連する国内法、並びに国際人権法を遵守することを求めている。具体的には、その付録（Annex）において、企業が遵守すべき以下の国際法を列挙し、これら及び関連する国内法の規定に違反することを「環境への負の影響」として定義している。生物多様性、汚染予防、化学物質管理や気候変動など、環境分野に直接関わる法令への違反に加えて、一部の人権関連の法令への違反にも「環境への負の影響」に該当する内容が含まれており、注意が必要である。

<CSDDD に基づいて企業に遵守が求められる国際環境法>

- 生物多様性条約
- 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（通称、ワシントン条約）
- 水銀に関する水俣条約（通称、水俣条約）
- 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（通称、PoPs 条約）
- 国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約（通称、PIC 条約）
- オゾン層保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（通称、ウィーン条約及びモントリオール議定書）
- 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（通称、バーゼル条約）
- 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（通称、世界遺産条約）
- 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（通称、ラムサール条約）
- 船舶による汚染の防止のための国際条約（通称、マルポール条約）
- 海洋法に関する国際連合条約（通称、国連海洋法条約）

<CSDDD に基づいて企業に遵守が求められる国際人権法のうち、環境に関連するもの>

- 市民的及び政治的権利に関する国際規約（第 6 条 1 項）／経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（第 11 条及び第 12 条）
 - 以下を引き起こす、有害な土壌変化、水質・大気汚染、有害排出物、過剰な水消費、土地劣化、森林伐採等の天然資源への影響など、測定可能な環境の劣化を引き起こすことの禁止
 - ✧ 食料の保存と生産のための自然基盤の著しい損傷
 - ✧ 安全で清潔な飲料水へのアクセスの拒絶
 - ✧ 衛生設備へのアクセスの難化、または破壊
 - ✧ 人の健康・安全、土地または合法的に取得した所有物の通常の使用への危害
 - ✧ 人間の福利に直接的または間接的に貢献する生態系サービスへの重大な悪影響
- 国際人権規約（第 1 条及び第 27 条）／経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（第 1 条、第 2 条及び第 11 条）
 - 森林伐採を含め、土地、森林及び水域を取得、開発またはその他の方法で使用する際に、土地、森林及び水域を不法に立ち退かせたり、奪ったりすることの禁止

今後は、負の影響の特定・評価や、特定された負の影響の停止、防止、軽減をはじめとする一連の DD プロセスにおいて、上記の国際環境法や関連する国内法を遵守した取組を行う必要がある。加えて、これらの法令遵守は、自社のみならず、取引先を含むバリューチェーン全体において取り組む必要がある。日本企業は、ISO 14001 等の環境マネジメントシステムの構築・運用を通じて、自社及び自社グループに關係する環境法の遵守も徹底してきた経験を有する企業も多いと思われる¹⁷。今後は、こうした従来の経験を応用し、バリューチェーン上のリスクが高い地域においても法令遵守を徹底していくことが重要である。

¹⁷ なお環境省は、2023 年 5 月、OECD ガイダンスが求める DD のプロセスについて、環境マネジメントシステム等の既存の企業のリスクマネジメントとの関係を整理した「バリューチェーンにおける環境デュー・ディリジェンス入門 ～環境マネジメントシステム（EMS）を活用した環境デュー・ディリジェンスの実践～」を公表している。（https://www.env.go.jp/press/press_01571.html）

2. DD の実施において特に重要なプロセス

懇談会での議論を踏まえると、日本企業による環境 DD の実施においては、特に以下に示すプロセスに焦点を当てることが重要だと考えられる。なお、環境 DD は、相互に関わりあう一連のプロセスで構成されているため、環境 DD を実施する際には、ここで取り上げたプロセスだけではなく、すべてのプロセスを実施することが重要である。

2.1 負の影響の特定・評価

(1) なぜ負の影響の特定・評価が重要か

DD ではリスクに相応する取組を行う必要があり、バリューチェーンにおける環境への負の影響の種類や所在を特定し、それらの深刻性と発生可能性を評価することは、DD における中核的なプロセスである。前述のとおり、フランスにおいては、注意義務法に基づく負の影響の特定・評価が不適切であるなどと訴えられ、原告の主張が認められた判決も存在する。したがって、後述のステークホルダーとの「意味ある対話」や合理的な根拠に基づき、適切にリスクを特定・評価する必要がある。また、負の影響の特定・評価結果によって、講じるべき停止・防止・軽減策等、DD の後続のプロセス全体に影響が及ぶため、負の影響の特定・評価を適切に実施することが重要である。

(2) 負の影響の特定・評価をどのように行うべきか

負の影響の特定・評価は、大きく 2 つのステップで行う。1 つ目のステップは、自社、子会社、及びバリューチェーン上において重大な負の影響が生じ得る事業領域の特定である¹⁸。2 つ目のステップは、1 つ目のステップで把握した重大な負の影響が生じ得る事業領域の詳

¹⁸ このステップでは、セクター（業種）、生産・取引している製品・サービス、事業を行っている国において、どのような典型的な負の影響が存在するかを確認することが考えられる。典型的な負の影響の存在を確認するにあたっては、公表されている既存のガイダンスやツールを活用できる。例えば、OECD は、特定のセクターを対象とする業種別の DD ガイダンスを公表している。

(<https://mneguidelines.oecd.org/duediligence/>)

国連開発計画（UNDP）は、環境側面を考慮した人権 DD に関する企業向け実践ツールの中で、「土壌汚染」「水質汚染」「大気汚染」「気候変動」「生物多様性の喪失」について、地理的位置別の現状や将来予測を確認するためのデータやツールの例を提示している。

(<https://www.undp.org/rolhr/publications/practical-tool-business-human-rights-due-diligence-and-environment-hrdde>)

また、持続可能なビジネスを推進するオランダの NGO である MVO Nederland は、オランダ政府やドイツ政府との協働で、製品・サービス及び国別の典型的な人権・環境リスクを把握できるオンラインツール（CSR Risk Check）を運用している。（<https://www.mvorisicochecker.nl/en>）

細な評価である¹⁹。

これらのステップで特定・評価した環境への重大な負の影響について、CSDDD では、同時に、かつ全ての範囲で対応することが不可能な場合は、負の影響の「深刻性」²¹と「発生可能性」に基づいて優先順位付けを行い、最も重大なものから対応する。この場合、負の影響の深刻性は、「規模」「範囲」「是正不能性」の3要素で構成される。この点、例えば UNDP は、環境への負の影響の深刻性に関する3要素を下表のとおり例示しており、参考にすることができる。また、環境への負の影響においては、「是正不能性」の観点において、一度発生すると元の状況に回復することが困難な場合があることから、発生可能性が低くても深刻性が高い場合は、対応を優先することが望ましい。

表 1：環境への負の影響の深刻性に関する要素の例

環境への負の影響	規模	範囲	是正不能性
土壌汚染	土地の健全性と生産性への被害の程度	土壌汚染の地理的範囲	土壌の復元・再生が実現可能かつ実行可能な程度 復元・再生に要する期間
水質汚染	水（地下水を含む）の賦存量、流量、水質への被害の程度	水質汚染の地理的範囲	水（地下水を含む）の復旧・再生が実現可能かつ実行可能な程度 復元・再生に要する期間
大気汚染	大気質への被害の程度	大気汚染の地理的範囲	大気の復元・再生が実現可能かつ実行可能な程度 復元・再生に要する期間
気候変動	【物理的被害】 気候変動による物理的被害は、その範囲が地球規模であり、非常に深刻であることが証明されており、企業はその対応を優先すべき		
	【適応とその失敗】 適応策（の失敗）に伴う環境への被害の程度	【適応とその失敗】 適応策（の失敗）に伴う環境への被害の地理的範囲	環境の復元・再生が実現可能かつ実行可能な程度 復元・再生に要する期間
	【移行とその失敗】 グリーン経済への移行（の失敗）に伴う環境への被害の程度	【移行とその失敗】 グリーン経済への移行（の失敗）に伴う環境への被害の地理的範囲	

¹⁹ このステップでは、社内資料（環境マネジメントシステムにおいて文書化した情報、苦情処理メカニズムに寄せられた情報等）やサプライヤーに関する情報（開示情報、質問票調査の回答、現地調査・訪問等）を基に、環境への負の影響の実際の状況や原因を確認することが考えられる。

環境への負の影響の実際の状況を確認するにあたっては、可能な限り、現地調査・訪問を行い、現場の一次情報を得ることが望ましい。一方で、本社から遠く離れた地域や間接サプライヤーにおける環境への負の影響、現時点で顕在化していない負の影響については、必要な情報の収集が難しい場合もある。このような場合、適切であれば、共同バイヤーや仲介業者等との協働や、関連する現地の NGO、労働者やその代表者、影響を受ける又は受ける可能性のある人々や団体との対話が重要になる。

²⁰ EU の CSDDD では、詳細な評価の対象について、「事業パートナー」も対象としているが、2025 年 2 月 26 日に公表された欧州委員会のオムニバス法案では、「事業パートナー」を「直接の事業パートナー」に限定をしているほか、「間接の事業パートナー」については、負の影響が発生した、又は発生する可能性があることを示すもっともらしい（plausible）情報を企業が有している場合に、詳細評価の対象としなければならない、としている。

²¹ ここでの「深刻性」とは、いわゆるシングルマテリアリティの評価における企業（の財務）に与える影響の大きさではなく、環境に与える影響の大きさを判断することに注意が必要である。

環境への負の影響	規模	範囲	是正不能性
生物多様性の喪失	【物理的被害】 生態系の劣化と生物多様性の喪失の程度 種の構成の変化の程度 【遺伝資源・生物資源の利用に伴う被害】 遺伝・生物資源、伝統的知識、イノベーション、慣行の利用・特許に関連する環境への被害の程度 利用された遺伝・生物資源の割合	【物理的被害】 生態系の劣化と生物多様性の喪失の地理的範囲 影響を受ける種の数 【遺伝資源・生物資源の利用に伴う被害】 遺伝資源・生物資源、伝統的知識、イノベーション、慣行の利用・特許に関連する環境への被害の地理的範囲 利用/特許取得した遺伝・生物資源の地理的範囲	【物理的被害】 生態系・生物多様性の復元・再生が実現可能かつ実行可能な程度 復元・再生に要する期間 【遺伝資源・生物資源の利用に伴う被害】 利用/特許取得した遺伝・生物資源の復元・再生が実現可能かつ実行可能な程度 復元・再生に要する期間

(出所) UNDP (2024 年) “Human Rights Due Diligence and the Environment: A Practical Tool for Business”, Box 07 を基に作成

環境への負の影響の状況は不変ではないため、継続的なモニタリング²²を行うとともに、定期的に特定・評価を行うことが重要である。特に、事業、製品・サービス、操業地域、取引先等に変更が生じる際は、改めて負の影響の特定・評価を行うことが必要である。

また、負の影響の特定・評価のプロセスについては、その結果だけでなく、手順と方法についても、対外的に開示することが必要である²³。これは、リスクベースの DD を適切に実施していることを対外的に示すとともに、今後の特定・評価の改善に向けて、社内外からフィードバックを得る上で有用である。

(3) 人権・環境にまたがるリスクへの対応について

第 II 章でも言及したとおり、環境問題の中に人権問題につながるものが存在する中で、環境 DD と人権 DD を必ずしも別々に捉えて実施するのではなく、環境と人権にまたがる負の影響については統合的に対応することが重要である。環境に対して負の影響を及ぼすことは、直ちに、またはその影響が長期的に蓄積されることを通じて、その環境を享受している人々の権利に負の影響を及ぼす場合がある²⁴。

環境 DD と人権 DD は、対象とする負の影響に共通性が認められる場合があるだけでなく、負の影響への対応プロセス（例えば、契約条項等を通じたサプライヤーへの働きかけ、苦情処理手続きの構築・運用、情報開示など）にも共通性があるほか、地域住民などの負の影響

²² なお、モニタリングについては、環境への負の影響の状況のみならず、DD の各プロセスについて行うことが必要である。

²³ 負の影響の特定・評価については、社内でも記録化しておくことも重要である。

²⁴ UNDP (2024 年) “Human Rights Due Diligence and the Environment: A Practical Tool for Business”では、環境への負の影響は時間の経過とともに蓄積し、及び/又は、健康的な環境を享受する権利を含む広範な人権に遅発的に負の影響を及ぼす可能性があることから、ライツホルダーに対して即時に、又は明白に負の影響を及ぼすか否かに関わらず、事業と関わりのある環境への負の影響を特定し、評価することを勧めている。

を受けるステークホルダーが重複する場合が多い。一方で、人権 DD では、特に負の影響の特定・評価において、影響を受けるステークホルダーの見解等の定性的情報が重要になる場合が多いが、環境 DD では、各種環境データ等の測定可能な定量的情報を活用できる場合が多い。

こうした共通点や相違点を踏まえつつ、人権 DD と環境 DD に統合的に取り組むことで、より効率的かつ効果的な対応につなげることができる場合がある。その際も、リスクベースのアプローチに基づき、負の影響の「深刻性」と「発生可能性」を踏まえて、最も重大な負の影響に焦点を当てることが重要である。

2.2 ステークホルダーとの「意味のある」対話

(1) なぜステークホルダーとの意味のある対話が重要か

動的に変化するリスクに相応し、適切かつ効果的な措置を講じる上では、企業活動によって影響を受ける可能性がある社内外のステークホルダーと、双方向にコミュニケーションすることが重要である。ステークホルダーとの「意味のある」対話、すなわち、お互いの意見を表明し、視点を共有し、異なる見解であっても耳を傾けることは、重大な環境への負の影響を深く理解することにつながる。DD の各プロセスにおけるステークホルダーとの対話を行うことで、優先順位をつけながら負の影響に対処することができ、結果として企業の負担を減らしながら、自社が対応すべき水準を明確にしていくこともできる。また、訴訟や罰則といった事態に至ることを回避する観点でも、ステークホルダーと誠実にコミュニケーションし、より良い関係を構築することが重要である。

(2) ステークホルダーとの意味ある対話をどのように行うべきか

環境 DD において対話の相手とすべきステークホルダーとは、企業の活動によって影響を受ける可能性のある利害を持つ個人又は集団である²⁵。特に、可能な限り、企業活動による負の影響によって損なわれる可能性がある権利を有する「ライツホルダー」と対話を行うことが重要である。このようなライツホルダーは、人権 DD における対話の相手とも重なり得

²⁵ OECD ガイダンスでは、ステークホルダーを「企業の活動に影響を受けるかその可能性のある利害を持つ個人または集団である」と定義している。加えて、「デュー・ディリジェンスは、影響を受けているステークホルダー（影響を受けたステークホルダー）の利害と同様に、現在は影響を受けていないが今後受ける可能性のあるステークホルダー（影響を受ける可能性のあるステークホルダー）の利害にも関係する」と述べている。

また、EU の CSDDD は、第3条において、ステークホルダーを「自社・子会社・取引先の製品・サービス及び事業によって権利や利益が影響を受ける、又は受ける可能性のある、自社・子会社の従業員、労働組合及び労働者の代表者、消費者及びその他の個人、集団、コミュニティ、または事業体」であり、「取引先の従業員、その労働組合及び労働者の代表者、国の人権・環境機関、環境保護を目的とする市民社会組織、及びこれらの個人、集団、コミュニティ、または事業体の正当な代表者を含む」と定義している。ただし、2025年2月26に公表された欧州委員会のオムニバス法案では、ステークホルダーの定義について、「自社・子会社・取引先の製品・サービス及び事業によって権利や利益が直接的に影響を受ける、又は受ける可能性のある、自社・子会社及び取引先の従業員、それらの労働組合及び労働者の代表、個人又はコミュニティ、並びにそれらの個人又はコミュニティの正当な代表者」と見直すことが提案されている。

る。

昨今、「ステークホルダー・エンゲージメント」の一環として、サステナビリティ全般について知見を有する機関投資家や有識者との対話を行う日本企業も増えているが、DD の文脈においては、そのような相手との対話だけでは不十分な場合がある。例えば UNDP は、環境への負の影響の種類ごとに、想定されるライツホルダーを下表のとおり例示しており、参考にすることができる。一方で、環境 DD の取組当初から、本社から遠く離れた地域における具体的なライツホルダーを特定し、直接の対話を行うことは容易ではない。そのような場合は、対象となるライツホルダーとの協働において深い経験を有する専門家（特に環境 NGO、労働組合、地域住民グループ等）との対話や、信頼できる独立した科学的資料の活用を代替手段として用いることが考えられる。

表 2：環境への負の影響を受ける可能性のあるライツホルダーの例

環境への負の影響	(潜在的な) 影響を受けるライツホルダー	脆弱性と孤立化のリスクが高いライツホルダー
土壌汚染	伝統的な世帯・農民・漁民、埋立地/廃棄物処分場の近くに住む人々、廃棄物管理労働者、観光関連労働者・事業者、移民労働者、強制移住者、難民、学生、農産物の消費者、施設・インフラの住民/利用者、環境人権擁護者、将来世代	先住民族、アフリカ系住民、自給自足の農民・漁民、子ども（乳幼児、青少年を含む）、高齢者、（妊娠中の）女性、多様なジェンダーを持つ人々、トランスジェンダー、非正規労働者、貧困者、ホームレス、シェルター/キャンプや非正規居住区で一時的に暮らす人々、紛争地帯の住民、障害を持つ人々、その他の少数集団
水質汚染		
大気汚染	屋外で働く労働者/農民、伝統的世帯、埋立地/廃棄物処理場の近くに住む人々、観光関連労働者・事業者、移民労働者、強制移住者、難民、学生、施設・インフラの住民/利用者、環境人権擁護者、将来世代	
気候変動	伝統的な世帯（座礁インフラ資産に依存する世帯を含む）・農民・漁民、低平地・沿岸・暴風雨に見舞われやすい地域や大規模インフラや永久凍土の近くに住む人々、高炭素関連の労働者、冷房設備のない屋内外で働く労働者、観光関連労働者・事業者、移民労働者、強制移住者、難民、学生、施設やインフラの住民/利用者、環境人権擁護者、将来世代	
生物多様性の喪失	伝統的世帯、農民・漁民、埋立地/廃棄物処分場の近くに住む人々、観光関連労働者・事業者、移民労働者、強制移住者、難民、学生、農産物の消費者、施設・インフラの住民/利用者、環境人権擁護者、将来世代	

（出所）UNDP（2024 年）“Human Rights Due Diligence and the Environment: A Practical Tool for Business”，Box 03 を基に作成

ステークホルダーとの対話は、特定のタイミングでのみ行うものではなく、環境 DD のプロセスを通じて重要である。EU の CSDDD では、第 13 条において、ステークホルダーとの対話を行わなければならないタイミングとして「負の影響の特定・評価・優先順位付けにおいて必要な情報を収集する際」「予防及び改善計画を策定する際、及びそれらの計画を強化する際」「取引関係を停止・中断することを決定する際」「負の影響を是正するための措置を採用する際」「適切な場合、モニタリングのための定量・定性的指標を定める際」の 5 つを義

務付けている。²⁶

ステークホルダーとの対話は、対話の場を設けること自体ではなく、お互いの意見を表明し、視点を共有し、異なる見解であっても耳を傾ける、「意味のある」場とすることが重要である。例えば、環境 NGO との会合において、企業側が自社の取組や見解を一方的に説明する時間を設けるだけでは、双方向のコミュニケーションによる対話を実施できているとは言い難い。「意味のある」対話の場を設けるにあたっては、関連する情報を事前に提供することや、言語や媒体といったコミュニケーションの手段等に留意する必要がある。ステークホルダーとの対話を実施する際に留意すべきポイントについては、公表されている既存のガイダンスやツールを参考にすることができる²⁷。

こうしたステークホルダーとの対話、特に、海外やバリューチェーン上のライツホルダーとのコミュニケーションを実践する上では、これまでの日本企業の取り組みが参考となる。日本企業は、環境アセスメントを通じ、自社の事業活動が与える環境への負の影響を予防する取り組みを進めてきた。また、ISO 14001 等の環境マネジメントシステムの構築・運用や公害・化学物質管理のリスクコミュニケーション活動等を通じて、自社工場等の事業拠点の周辺において、地域住民とのコミュニケーションを重ね、良好な関係を築いてきた日本企業も少なくない。今後は、そのような経験をバリューチェーン全体に展開していくことが重要である。

2.3 情報開示

(1) なぜ情報開示が重要か

DD の方針やプロセス、負の影響を特定し対処するために行った活動について、一連の活動で発見された調査結果や成果を含めて外部に伝えることは、DD プロセスの一部である。情報開示を行うことで、影響を受ける、または潜在的なステークホルダーから反応を得られ

²⁶ なお、2025 年 2 月 26 に公表された欧州委員会のオムニバス法案では、「関連する」ステークホルダーと協議をおこなうものとしたほか、ステークホルダーの対話を行うタイミングのうち、「取引関係を停止・中断することを決定する際」と「適切な場合、モニタリングのための定量・定性的指標を定める際」は除外することが提案されている。

²⁷ 例えば、OECD は、鉱業・石油・ガスセクターの企業向けの実践的なガイダンスとして「鉱業セクターにおける意味のあるステークホルダー・エンゲージメントのための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス」(OECD Due Diligence Guidance for Meaningful Stakeholder Engagement in the Extractive Sector) を公表している。
(https://www.oecd.org/en/publications/oecd-due-diligence-guidance-for-meaningful-stakeholder-engagement-in-the-extractive-sector_9789264252462-en.html)

TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）は、企業や金融機関が自然関連の依存・影響・リスク及び機会に関連する人権問題に対応する上で、ステークホルダーと意味のあるエンゲージメントを行うことを支援するためのガイダンスとして「先住民族、地域コミュニティ、影響を受けるステークホルダーとのエンゲージメントに関するガイダンス」(Guidance on engagement with Indigenous Peoples, Local Communities and affected stakeholders) を公表している。
(<https://tnfd.global/publication/guidance-on-engagement-with-indigenous-peoples-local-communities-and-affected-stakeholders/>)

UNDP は、「人権デュー・ディリジェンスと環境：企業向け実践ツール」(Human Rights Due Diligence and the Environment: A Practical Tool for Business) において、ライツホルダーとの意味のある協議の特徴や、適切なコミュニケーションのフォーマットの例を示している。
(<https://www.undp.org/rolhr/publications/practical-tool-business-human-rights-due-diligence-and-environment-hrdde>)

る可能性があり、負の影響の特定・評価や、負の影響の停止・防止・軽減に取り組む上で有益な追加情報を収集する機会にもなる。

加えて、サステナビリティ関連の情報開示の法制化が進展する中で、DD に関する情報についても開示が義務付けられるようになっている。EU の企業サステナビリティ報告指令（以下「CSRD」という。）では、人々や環境に与える潜在的及び実際の影響や DD のプロセス、ステークホルダー・エンゲージメントの状況等が開示項目として規定されている。加えて、CSRD に基づく開示要件や項目の詳細を定める委任規則である「欧州サステナビリティ報告基準」（以下「ESRS」という。）では、開示の基礎となるダブルマテリアリティ評価のうち負の影響のマテリアリティ評価について、「DD プロセスの結果として判明する」と規定しており、DD の実施がサステナビリティ情報開示の前提となっており、両者を一体的に取り組むことが想定されている。

（2）情報開示をどのように行うべきか

環境 DD に関する情報の開示にあたり、現時点において環境への負の影響が顕在化していないことをもって「重大なリスクは無い」と表明することは、望ましい姿ではない。そのような開示を行っている場合、ステークホルダーから、企業の課題認識自体に無用な懸念を抱かれる可能性もある。環境への潜在的な負の影響が存在することを前提に、DD のプロセスを通じた発見事項や今後の経営への示唆を開示することで、ステークホルダーとの建設的な対話に繋げていく姿勢が望ましい。その上で、例えば、主要なステークホルダーのリストやステークホルダーとの対話の方法・結果等を開示することや、自社が CSDDD の適用対象として想定されるか否か等を自主的に開示することも有効であると考えられる。こうした姿勢により、外部の潜在的なステークホルダーも掘り起こしながら、企業とステークホルダー間の対話を強化し、企業が重大な環境への負の影響をフォワードルッキングに把握でき、負の影響に迅速に対処していくことにつながるため、企業とステークホルダーの共創的な関係を構築していくことが望まれる。

2.4 苦情処理の仕組みと是正・救済措置

（1）なぜ苦情処理の仕組みと是正・救済措置が重要か

苦情処理の仕組みは、主に①負の影響の特定、②負の影響の早期かつ直接的な是正、の二つの重要な役割があり、ステークホルダーとの対話を補完する²⁸。実効性のある苦情処理の仕組みを通じて、影響を受ける（可能性がある）ステークホルダーからの苦情に適切に対応することで、負の影響がより深刻化、または顕在化し、苦情が訴訟等へエスカレートしていくのを防ぐことができる。

²⁸ 国連人権理事会（2011 年）「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合『保護、尊重及び救済』枠組実施のために（A/HRC/17/31），原則 29

(2) 苦情処理と是正・救済措置をどのように行うべきか

環境 DD に取り組む上で、苦情処理の仕組みや是正・救済措置の構築・運用が遅れるケースが見られるが、これは、環境 DD の実効的なプロセス構築の観点から望ましくない。また、単に苦情処理の仕組みを形式的に整えるだけではなく、負の影響を受ける（可能性がある）ステークホルダーに実際に利用される必要がある。

実効性のある苦情処理の仕組みを構築する上で、CSDDD は、第 14 条において、公正 (fair) で、一般に利用可能 (publicly available) で、アクセス可能 (accessible) で、予測可能 (predictable) で、透明 (transparent) な手続きを確立すべきであると規定している²⁹。

環境への負の影響が実際に発生し、自社が原因であることや、これを助長していることが判明した場合には、今後の負の影響を防止する措置を講じつつ、可能な限り、影響を受けたステークホルダーが負の影響が発生しなかった場合に置かれたと考えられる状況に回復できるよう努めることが必要である³⁰。適切な是正・救済の種類または組み合わせは、環境への負の影響の性質や影響が及んだ範囲に応じて異なる。OECD ガイダンスは、謝罪や被害回復、被害者または将来的な支援活動及び教育プログラムのための補償基金の設立などを例示している。また、UNDP は、国際金融公社 (IFC) のパフォーマンス基準が定める、生物多様性への影響に関する計画・対処のための「ミティゲーション・ヒエラルキー」の考え方に基づき、回避・軽減できなかった環境への負の影響について、環境を復元・再生するための行動を例示している³¹。

環境を復元・再生することが不可能であった場合は、環境及び影響を受けたライツホルダーの双方に対して補償的措置を講じることが考えられる。環境に対する補償的措置としては、環境オフセット（代替となる自然生態系の創出等）の考慮や、より広い地域における森林伐採・生態系劣化等の回避を通じた自然復元などが考えられる。ライツホルダーに対する

²⁹ 苦情処理の手続きに関するこれらの要件については、国連「ビジネスと人権に関する指導原則」の原則 31 が言及する、8 つの要件に沿って理解すべきであるとされている、具体的に、8 つの要件とは下記のとおりである。

- ① 正当性 (legitimate) : 利用者であるステークホルダー・グループから信頼され、苦情プロセスの公正な遂行に対して責任を負う
- ② アクセス可能性 (accessible) : 利用者であるステークホルダー・グループすべてに認知され、アクセスする際に特別な障壁に直面する人々に対し適切な支援を提供する
- ③ 予測可能性 (predictable) : 各段階に目安となる所要期間を示した、明確な周知手続きが設けられ、利用可能なプロセス及び結果のタイプが明確に説明され、履行を監視する手段がある
- ④ 公平性 (equitable) : 被害を受けた当事者が、公平で、情報に通じ、互いに相手に対する敬意を保持できる条件のもとで苦情処理プロセスに参加するために必要な情報源、助言及び専門知識へ正当にアクセスできる
- ⑤ 透明性 (transparent) : 苦情当事者にその進捗情報を継続的に知らせ、またその実効性について信頼を築き、危機にさらされている公共の利益をまもるために、メカニズムのパフォーマンスについて十分な情報を提供する
- ⑥ 権利適合性 (rights-compatible) : 結果及び救済が、国際的に認められた人権との適合を確保する
- ⑦ 持続的な学習源 (a source of continuous learning) : メカニズムを改善し、今後の苦情や被害を防止するための教訓を明確にするために使える手段を活用する
- ⑧ エンゲージメント及び対話に基づく (based on engagement and dialogue) : メカニズムの設計やパフォーマンスについて利用者であるステークホルダー・グループと協議し、苦情に対処し解決する手段として対話に焦点をあてる

³⁰ OECD (2018 年) 「責任ある企業行動のための OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス」, p.34

³¹ UNDP (2024 年) “Human Rights Due Diligence and the Environment: A Practical Tool for Business”, Box 13 (<https://www.undp.org/rolhr/publications/practical-tool-business-human-rights-due-diligence-and-environment-hrddc>)

保証的措置としては、金銭的補償、代替手段の提供（例えば、汚染した水源の代替となる水資源の提供）、移住などが考えられる。ただし、こうした補償的措置の実施にあたっては、環境・人権に対する新たな負の影響を及ぼすことがないように注意することが重要である³²。

3. 政府当局による対応について

日本企業による環境 DD 対応を促進していく上では、政府当局による取組も重要である。例えば、企業が環境 DD に取り組む上で役に立つ参考情報やツールの収集・共有や、企業が相談可能なヘルプデスクの整備等が考えられる。

一方で、国際的には、環境 DD の法制化が進みつつあるが³³、足元 CSDDD では簡素化の動きもみられる。我が国においても何らかの法制化を行うこともアプローチの一つとして考えられるが、国際的な動向を注視しつつ、日本企業による環境 DD 対応の促進に必要な施策を継続的に検討・実施していくことが必要である。

【備考：文末に参考となる関連資料として、経済産業省等が出しているガイダンスを紹介】

³² OECD（2023 年）” Handbook on Environmental Due Diligence in Mineral Supply Chains”, p.52
(https://www.oecd.org/en/publications/handbook-on-environmental-due-diligence-in-mineral-supply-chains_cef843bf-en.html)

³³ 既に環境 DD の法制化が行われている欧州においては、拘束力の無い施策や企業による自主的なコミットメントのみでは企業活動によって環境への負の影響が発生している状況は改善せず、強力な法規制が企業の行動を変えろとの意見がある。また、企業間の負担の公平化を図る観点から、環境 DD の法制化を行うことの利点を指摘する意見もある。